

写

厚生労働省発保第 0615001 号  
平成 17 年 6 月 15 日

中央社会保険医療協議会  
会 長 土 田 武 史 殿

厚生労働大臣  
尾 辻 秀 久

諮 問 書

(先進医療の選定療養への追加について)

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 82 条第 1 項及び老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）第 31 条の 3 第 7 項の規定に基づき、健康保険法第 63 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成 6 年厚生省告示第 236 号）及び老人保健法第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成 6 年厚生省告示第 251 号）を別紙 1 及び 2 のとおり改正することについて、貴会の意見を求めます。

別紙 1

健康保険法第六十三条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養

現 行	改 正 案
一～十四 (略)	一～十四 (略) 十五 <u>別に厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院又は診療所において行われるものに限る。）</u>

別紙 2

老人保健法第十七条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養

現 行	改 正 案
一～十三 (略)	一～十三 (略) 十四 <u>別に厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院又は診療所において行われるものに限る。）</u>



平成17年6月15日

厚生労働大臣

尾辻 秀久 殿

中央社会保険医療協議会

会長 土田 武史

答 申 書

(先進医療の選定療養への追加について)

平成17年6月15日付け厚生労働省発保第0615001号をもって諮問のあった件については、諮問のとおり改正することを了承する。

健康保険法第63条第2項の規定に基づく  
厚生労働大臣の定める療養（選定療養）

- 一 特別の療養環境の提供（昭和59年10月～）
- 二 前歯部の材料差額（昭和59年10月～）
- 三 200床以上の病院の初診（平成8年4月～）
- 四 予約診察（平成4年4月～）
- 五 時間外診察（平成4年4月～）
- 六 金属床総義歯（平成6年6月～）
- 七 医薬品の治験に係る診療（平成8年4月～）
- 八 小児う蝕の治療終了後の指導管理（平成9年4月～）
- 九 200床以上の病院の再診（平成14年4月～）
- 十 医療機器の治験に係る診療（平成14年4月～）
- 十一 薬事承認後、保険収載前の医薬品に係る診療（平成14年4月～）
- 十二 180日を超える入院（平成14年4月～）
- 十三 保険収載された新薬の適応外投与（平成16年1月～）
- 十四 薬事承認後、保険収載前の医療機器に係る診療（平成17年4月～）
- 十五 一定の要件を満たした医療機関における先進医療（平成17年7月～）